

令和4年第9回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年10月26日（水）午前10時00分から11時10分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（8人）

会長代理	3 番	宮川 利重
委員	1 番	原 亜由美
	2 番	信高 昭男
	5 番	北村 栄治
	6 番	小笠原 正
	7 番	小笠原 章仁
	8 番	三谷 晴喜
	9 番	上池 如夫

4. 欠席委員（2人）

委員	4 番	小川 進
	10 番	酒井 笑子

5. 会議日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第10号 非農地証明願について
- 第3 議案第11号 非農地証明願について
- 第4 議案第12号 非農地証明願について
- 第5 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について
- 第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	安藤 潮

7. 会 議

〔議長代理〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和4年第9回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは4番小川会長、10番酒井委員の2名です。

出席委員は、10名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日は小川会長が欠席しておりますので、会長代理として3番宮川が議長を務めさせていただきます。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、5番北村栄治委員、6番小笠原正委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第10号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第10号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町杉川下33番1の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は宅地です。申請者は記載のとおりです。なお、申請地は所有者死亡後相続登記されておらず、6ページに示しますように相続権者が複数存在するため、7～9ページのとおり過半数以上の同意書が提出されています。

こちらについては、10月14日に担当委員の小笠原正委員と事務局永野、安藤で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。申請地は50年以上耕作されておらず、現況は宅地として管理されております。以前は大豊中学校の敷地として貸し出されており、ここ数年は高速道路の工事を委託された事業者の拠点としてプレハブが設置されておりました。現在は撤去され、60ページのような状態であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長代理〕

それでは、議案第10号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正委員。

〔小笠原正委員〕

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、当該申請地は長期間宅地として利用されており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第11号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、61ページをご覧ください。議案第11号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町角茂谷字西山口857番1の1筆で、台帳地目は田、現況地目は原野です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、10月14日に担当委員の小川会長と事務局永野、安藤で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。

申請地は平成3年頃から耕作されておらず、現在は原野化しております。また、所有者は高齢のため町外に転居しており、今後も農地として管理することは困難であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長代理〕

それでは、議案第11号について、担当委員の説明を求めるところですが、本日は担当委員の4番小川会長が欠席しておりますので、現地確認時に同行しておりました永野事務局長に代理として説明を求めます。

〔事務局長〕

事務局の永野です。小川会長に代わりご説明させていただきます。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。また所有者は高齢を理由に町外へ転居しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第11号につ

いて、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、採決をいたします。議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第12号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、69ページをご覧ください。議案第12号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町立川下名字シentak477番の1筆で、台帳地目は畑、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。こちらについては、10月17日に担当委員の宮川利重委員と事務局永野、安藤で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。

申請地は平成14年から耕作されておらず、現在は山林化しております。また、所有者は町外に転居しているため、今後も農地として管理することは困難であり、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしくをお願いします。

〔議長代理〕

こちらは私の担当ですので、ご説明させていただきます。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず山林化しております。また所有者は町外へ転居しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、採決をいたします。議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、

大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料は75ページからとなります。今回の利用権設定ですが、新規設定1件となっております。借受人、貸付人、詳細は、それぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長代理〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

次に、日程第6その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・ 未登記農地の非農地証明願提出の際に必要な相続権者の同意書について
- ・ 11月及び12月の農業委員会総会の日程について
 - ① 11月総会 11/23（水）が祝日のため11月24日（木）午前10時からに変更
 - ② 12月総会 12/28（水）火）午前10時から

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和4年第9回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 5番 _____

署名委員 6番 _____